

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和4年7月28日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	6件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	6件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101084号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200046号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成30年12月22日から令和元年5月25日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年12月の標準報酬月額については18万円から20万円、平成31年1月から同年4月までの標準報酬月額については18万円から22万円とする。

平成30年12月から平成31年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年12月から平成31年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成30年12月22日から平成31年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年12月の標準報酬月額を22万円とする。

平成30年12月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月22日から令和元年5月25日まで

ねんきん定期便を見て、A社における各月の厚生年金保険料納付額が、給与明細書の保険料控除額と相違していることに気付いた。

給与明細書により、請求期間の給与額は約22万円であったことが確認できるので、当該期間の標準報酬月額を22万円に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者及びA社から提出された給与明細書により、請求者が請求期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる請求者の報酬月額から、平成30年12月は20万円、平成31年1月から同年4月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、請求内容どおりの標準報酬月額に基づく届出及び保険料納付を行っていない旨回答しており、同社が保管する請求者の健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、オンライン記録どおりの標準報酬月額が決定された旨の記載が確認できることから、年金事務所は請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成30年12月22日から平成31年1月1日までの期間については、前述の給与明細書により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間のうち、平成30年12月22日から平成31年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額から、平成30年12月は22万円とすることが妥当である。

ただし、訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101297号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200047号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の支払年月日を平成28年8月10日から同年8月31日に訂正し、標準賞与額を平成27年8月31日は80万円、平成28年7月8日は32万円及び同年8月31日は100万円に訂正することが必要である。

平成27年8月31日、平成28年7月8日及び同年8月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年8月31日、平成28年7月8日及び同年8月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年8月31日
② 平成28年7月8日
③ 平成28年8月31日

A社から請求期間①から③までの各期間に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該標準賞与額を年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳、賞与明細書、給与所得の源泉徴収票、振込金受取書、B市から提出された課税証明書等及び同社の回答により、請求者は、請求期間①から③までの各期間において同社から賞与の支払を受け、当該各賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①から③までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は80万円、請求期間②は32万円及び請求期間③は100万円とすることが妥当である。

また、請求期間③の賞与支払日について、A社は、賞与支払年月日を平成28年8月10日とする健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)を年金事務所に提出しているが、同社の回答及び前述の振込金受取書により確認できる振込日から、同年8月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から③までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該各期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101298号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200048号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の支払年月日を平成28年8月10日から同年8月31日に訂正し、標準賞与額を平成27年8月31日は150万円、平成28年7月8日は70万円及び同年8月31日は150万円に訂正することが必要である。

平成27年8月31日、平成28年7月8日及び同年8月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年8月31日、平成28年7月8日及び同年8月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年8月31日
② 平成28年7月8日
③ 平成28年8月31日

A社から請求期間①から③までの各期間に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該標準賞与額を年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳、賞与明細書、給与所得の源泉徴収票、振込金受取書、領収証、B市から提出された課税証明書等及び同社の回答により、請求者は、請求期間①から③までの各期間において同社から賞与の支払を受け、当該各賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①から③までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は150万円、請求期間②は70万円及び請求期間③は150万円とすることが妥当である。

また、請求期間③の賞与支払日について、A社は、賞与支払年月日を平成28年8月10日とする健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)を年金事務所に提出しているが、同社の回答及び前述の振込金受取書により確認できる振込日から、同年8月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から③までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該各期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101058号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200049号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成19年4月3日、喪失年月日を平成21年6月1日に訂正し、平成19年4月から平成21年5月までの標準報酬月額を30万円とすることが必要である。
平成19年4月3日から平成21年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成19年4月3日から平成21年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における平成19年9月1日から平成21年5月21日までの期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。
平成19年9月から平成21年4月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :
- 2 請求内容の要旨
請求期間 : 平成19年4月3日から平成21年11月21日まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者期間がなかった。
私が所持する給与支払明細書を見ると、厚生年金保険料が給与から控除されているので、A社に勤務した期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成19年4月3日から平成21年6月1日までの期間について、雇用保険の記録、請求者から提出された給与支払明細書及びA社の元取締役の陳述から判断すると、請求者が当該期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。
また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成19年4月3日、喪失年月日を平成21年6月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支払明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び日本年金機構の回答から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、請求者の請求期間のうち、平成19年4月3日から平成21年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成29年1月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該期間当時の事業主は既に死亡していることから、事業所及び事業主から回答が得られないが、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届について記録していないとは考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成19年4月3日から平成21年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成19年9月1日から平成21年5月21日までの期間に係る標準報酬月額について、前述の給与支払明細書から、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間のうち、平成19年9月1日から平成21年5月21日までの期間の標準報酬月額については、前述の給与支払明細書から、32万円とすることが妥当である。

ただし、平成19年9月から平成21年4月までの期間の訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 一方、請求期間のうち、平成21年6月1日から同年11月21日までの期間について、A社は平成29年1月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該期間当時の事業主は既に死亡していることから、事業所及び事業主から請求者の同社における勤務期間について回答が得られないところ、同社の元取締役は、請求者の退職時期について不明と回答しており、請求者の同社における勤務期間を特定することができない。

このほか、請求期間のうち、平成21年6月1日から同年11月21日までの期間について、請求者は給与支払明細書を保管しておらず、当該期間における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間のうち、平成21年6月1日から同年11月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100836号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200050号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成31年1月1日から令和元年8月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成31年1月から令和元年7月までの標準報酬月額については、15万円を44万円とする。

平成31年1月から令和元年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における令和元年8月1日から令和3年5月10日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。令和元年8月は15万円を44万円、同年9月から令和3年4月までは9万8,000円を41万円とする。

令和元年8月から令和3年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成31年1月1日から令和3年5月10日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低い額となっているので、給与支給額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成31年1月1日から令和元年8月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたところ、令和2年4月6日付けで、平成31年1月1日に遡って15万円に減額処理されていることが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録によると、請求期間において厚生年金保険被保険者期間を有する者は請求者を除き二人であるところ、当該二人の標準報酬月額についても、令和2年4月6日付けで、平成31年1月1日に遡って減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された令和2年度市民税・県民税証明書(平成31年・令和元年中の所得証明書)及びA社からの給与振込が確認できる預金通帳の写しによると、平成31年1月1日から令和元年8月1日までの期間に係る各月の給与支給額は、減額処理後の標準報酬月額(15万円)を上回っていることが認められる。

また、年金事務所が保管するA社に係る滞納処分票によると、請求期間当時、同社には厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、令和2年4月6日付けで行われた減額処理は、事実上即したものと考えるのが難しく、請求者について、平成31年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る記録は有効なものとは認められない。

以上のことから、請求者の平成 31 年 1 月から令和元年 7 月までの標準報酬月額については、44 万円に訂正することが必要である。

- 2 請求期間のうち、令和元年 8 月 1 日から令和 3 年 5 月 10 日までの期間について、当該期間は訂正請求書受付日（令和 3 年 9 月 3 日）において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、当該期間に係る標準報酬月額については、同法に基づき報酬月額に見合う標準報酬月額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、令和元年 8 月 1 日から令和 3 年 5 月 10 日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された A 社に係る給料支払明細書、同社からの給与振込が確認できる預金通帳の写しにより確認できる報酬月額、日本年金機構が保管する平成 30 年 9 月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び同機構の回答から、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として令和元年 8 月は 44 万円、同年 9 月から令和 3 年 4 月までは 41 万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101653号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200051号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成27年11月1日から平成29年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年11月から平成29年8月までの標準報酬月額については、15万円を16万円とする。

平成27年11月から平成29年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は請求者に係る平成27年11月から平成29年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成27年9月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年9月及び同年10月の標準報酬月額については、15万円を16万円とする。

平成27年9月及び同年10月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成3年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年9月1日から平成29年9月1日まで

請求期間について、厚生年金保険の記録における保険料納付額が、給与に係る明細書に記載されている厚生年金保険料控除額と相違しているため、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間のうち、平成27年11月1日から平成29年9月1日までの期間について、請求者から提出された給与に係る明細書(以下「給与明細書」という。)により、請求者が当該期間においてA社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、当該給与明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成27年11月1日から平成29年9月1日までの期間に係る訂

正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及び同社の社会保険事務担当者は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に提出したか不明である旨回答及び陳述しているものの、同社から提出された平成 28 年の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、B年金事務所から提出された当該算定基礎届に関する資料及び同年年金事務所の回答を総合的に判断すると、事業主は、前述の給与明細書により確認できる報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 27 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

- 2 請求期間のうち、平成 27 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、前述の給与明細書により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められることから、請求者の平成 27 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額から 16 万円とすることが妥当である。

ただし、平成 27 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101306号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200052号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年3月26日から同年9月頃まで

私は、A社に昭和61年3月1日から約半年間勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者期間が昭和61年3月1日から同年3月26日までの1か月しかないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の元事業主は、請求者の請求期間当時の資料を保管しておらず当時の状況が不明である旨回答及び陳述しており、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の元事業主は、同社と雇用関係がある全ての社員を厚生年金保険に加入させていた旨陳述しているところ、年金事務所が保管する同社の事業所別被保険者名簿の健康保険被保険者証の整理番号(以下「整理番号」という。)に欠番はなく、被保険者増減表において、受付年月日が昭和61年5月13日の喪失番号欄に請求者の整理番号である「20」が記録されていることからすると、A社は請求者に係る昭和61年3月26日付けの厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に提出したことが認められる。

さらに、請求期間にA社において厚生年金保険の被保険者期間を有する者のうち、所在の確認できた同僚10人に照会し、回答が得られた7人のうち3人は請求者を知っているが、請求者の勤務期間は不明である旨回答しており、請求者が請求期間に勤務していたことをうかがわせる回答は得られなかった。

加えて、A社の後継事業所であるB社は、請求期間当時の状況は不明である旨回答しており、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101755号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200013号

第1 結論

昭和43年*月から昭和48年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年*月から昭和48年2月まで

20歳となった昭和43年*月から昭和48年3月に就職するまでの大学生であった期間について、父又は母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思うが、請求期間は未加入期間とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出される所、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、A県B郡C町(当時)において昭和52年8月12日に払い出されており、大学生であった請求期間に父又は母が国民年金の加入手続を行ってくれたとする請求者の主張と符合しない。

また、請求者は請求期間において大学生であることから、国民年金の任意加入の対象となる所、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、請求者に係る最初の国民年金被保険者資格の取得年月日は、強制加入被保険者となった昭和52年7月21日と記録されており、同日より前の請求期間は国民年金に未加入の期間であることから、請求者の父又は母は当該期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の父及び母は既に亡くなっていることから、当時の具体的な加入手続及び納付状況を確認することができない。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となる所、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方で氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、当該期間にC町で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者の父又は母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の父又は母が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。